

令和7年度 容器包装利用・製造等実態調査結果

**事業者が利用した容器包装は、
プラスチック製容器包装が最も多く、約 149 万 t**

【調査結果の概要】

事業者が利用した容器包装を種類別にみると、プラスチック製容器包装は 148 万 8,363 t、PET ボトルは 89 万 1,728 t、紙製容器包装は 82 万 1,862 t となった。

表 容器包装利用量（容器利用事業者）

単位：t

区 分	ガラスびん 無色	ガラスびん 茶色	ガラスびん その他の色	PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装
容器包装利用量						
計	346,413	320,549	157,255	891,728	821,862	1,488,363
食料品製造業	110,078	6,292	8,575	36,808	301,519	615,294
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	72,448	134,220	22,465	839,130	47,505	121,372
酒類製造業	143,757	56,381	124,909	15,790	13,514	3,377
油脂加工製造業	—	—	—	—	9,370	87,895
医薬品製造業	9,105	115,935	75	—	25,459	54,966
化粧品製造業	8,647	2,372	786	—	14,676	78,766
小売業	…	…	…	…	110,000	145,346
その他の事業	2,378	5,349	445	—	163,467	213,363
包装	…	…	…	…	136,352	167,984
構成比（％）						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料品製造業	31.8	2.0	5.5	4.1	36.7	41.3
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	20.9	41.9	14.3	94.1	5.8	8.2
酒類製造業	41.5	17.6	79.4	1.8	1.6	0.2
油脂加工製造業	—	—	—	—	1.1	5.9
医薬品製造業	2.6	36.2	0.0	—	3.1	3.7
化粧品製造業	2.5	0.7	0.5	—	1.8	5.3
小売業	…	…	…	…	13.4	9.8
その他の事業	0.7	1.7	0.3	—	19.9	14.3
包装	…	…	…	…	16.6	11.3

注：1 表示単位未満を四捨五入したため、合計と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

2 表中に用いた「—」は事実のないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものである（以下同じ。）。

- 容器利用事業者とは、容器包装を利用する事業者をいう。
- 容器包装とは、以下に示す容器や包装を指す。
 - ・ガラスびん
 - ・PETボトル
 - ・紙製容器包装（紙製の箱、袋、カップ、包装紙など（段ボールと紙パックは除く。））
 - ・プラスチック製容器包装（プラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋など（PETボトルを除く。））
- 調査対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とした。

【参考データ】

容器包装利用量（令和6年度）

単位：t

区 分	ガラスびん 無色	ガラスびん 茶色	ガラスびん その他の色	PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装
容器包装利用量						
計	348,328	332,307	156,140	811,175	868,464	1,499,572
食料品製造業	116,098	6,745	9,197	33,511	310,467	644,966
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	66,885	141,123	18,957	759,938	46,123	109,891
酒類製造業	148,873	66,758	126,558	17,726	15,730	3,495
油脂加工製造業	－	－	－	－	9,559	83,665
医薬品製造業	8,474	111,173	72	－	27,455	59,243
化粧品製造業	6,851	1,914	1,294	－	15,120	83,993
小売業	...	...	...	...	113,279	149,322
その他の事業	1,147	4,594	62	－	195,513	206,713
包装	...	...	...	...	135,218	158,284
構成比（％）						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料品製造業	33.3	2.0	5.9	4.1	35.7	43.0
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	19.2	42.5	12.1	93.7	5.3	7.3
酒類製造業	42.7	20.1	81.1	2.2	1.8	0.2
油脂加工製造業	－	－	－	－	1.1	5.6
医薬品製造業	2.4	33.5	0.0	－	3.2	4.0
化粧品製造業	2.0	0.6	0.8	－	1.7	5.6
小売業	...	...	...	...	13.0	10.0
その他の事業	0.3	1.4	0.0	－	22.5	13.8
包装	...	...	...	...	15.6	10.6

【統計表、調査の概要】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001465609>

【調査結果の主な利活用】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）（以下「容器包装リサイクル法」[※]という。）に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る比率、量の策定に当たっての基礎資料

※ 容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの 6 割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

【ホームページ掲載案内】

- 本資料は、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「容器包装利用・製造等実態調査」で御覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/youki_housou/#y

- 公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

【関連リンク】

容器包装リサイクル法関連：農林水産省＞新事業・食品産業＞容器包装リサイクル

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/>

容器包装利用・製造等実態調査：経済産業省＞政策について＞政策一覧

＞エネルギー・環境＞サーキュラーエコノミー＞3R 政策＞資料を探す＞統計資料

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html

お問合せ先

◎ 本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線 3717

（直通） 03-3591-0783

◎ 農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線 3589

（直通） 03-6744-2037



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>

